

TNC インターネット接続サービス基本約款 新旧対照表

2019年9月2日改定

改定前	改定後	備考
第 4 条（用語の定義）	<p>第 4 条（用語の定義）</p> <p>（7）契約者回線 利用契約に基づいて当社が指定する場所と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回路（サービス接続点又は相互接続点との間に設置されるものを除きます。）</p> <p>（8）技術基準等 端末設備等規則（昭和 60 年法律第 31 号）及び端末設備等の接続の技術的条件</p>	<p>新設</p> <p>新設 以下、号数繰り下がり</p>
第 41 条（利用の停止）	<p>第 41 条（利用の停止）</p> <p>（5）契約者回線に接続されている契約者設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合、電気通信事業法又は電気通信事業法施行規則に違反した場合に、当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない契約者設備を契約者回線から取りはずさなかつたとき。</p>	<p>新設</p> <p>以下、号数繰り下がり</p>
	<p>第 9 章 雑則</p> <p>第 44 条（契約者設備に異常がある場合等の検査） 当社は、契約者回線に接続されている契約者設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その契約者設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。</p> <p>2. 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。</p> <p>3. 本条第 1 項の検査を行った結果、契約者設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その契約者設備を契約者回線から取りはずしていただきます。</p>	<p>新設</p> <p>新設</p>
	<p>第 45 条（注意喚起） 当社は、信頼できる第三者からの情報提供により、マルウェアに感染し得る脆弱性</p>	<p>新設</p>

	<p>を有する端末の IP アドレスおよびタイムスタンプの情報を得た場合に、注意喚起して事前の対処を求めなければ当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれが高い場合に、必要な限度で、これらの情報と当社が保有する契約者情報や通信履歴等と照合して、当該端末を利用している契約者を特定し、当該契約者に対し、注意喚起を行うことがあります。</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

以上